

大和市告示第75号

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不育症治療費助成事業実施要綱（平成23年大和市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「属する」を「属していた」に改める。

第3条中「申請をした日において本市の市税等に滞納がない夫婦に限る」を「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第6条において「事実婚の夫婦」という。）を含む」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 夫婦の両方又は一方が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 本市の市税等に滞納がないこと。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 当該夫婦の前年（1月から5月までの間において申請をする場合は、前々年）の所得（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。以下同じ。）について、次に掲げる方法により算出した額の合計が7,300,000円未満であること。

ア 当該所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和

32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

イ アに規定する市町村民税につき、次に掲げる者については、次に定める額をアの規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (ア) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (イ) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (ウ) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

第6条第1項第2号中「及び診療報酬明細書」を「その他の不育症治療等に係る医療費の額及びその内訳を確認できる書類」に改め、同項第3号中「申請者が配偶者と同一の世帯に属する」を「夫婦の両方が本市の住民基本台帳に記録されている」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 事実婚の夫婦にあつては、事実婚関係に関する申立書

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第4号の改正規定及び第6条第1項第2号の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、施行日以後に受診した同要綱第2条第1号に規定する不育症治療等（以下単に「不育症治療等」という。）について適用し、施行日前に受診した不育症治療等については、なお従前の例による。